熊本地震被災者の県営住宅への公募によらない入居(特定入居) に伴う敷金等減免事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第18条第2項に規定する敷金減免の対象者、手続き等、必要な事項について定める。

(減免対象者)

第2条 敷金減免の対象者は、平成28年熊本地震の被災者で県営住宅に熊本 県営住宅条例第6条第5項に規定する公募によらない入居(以下「特定入居」 という。)をする入居決定者とする。

(減免後の敷金額)

第3条 前条に該当する敷金の減免は免除とする。

(家賃減免申請)

第4条 第2条の者が県営住宅家賃減免事務取扱要領第5条に基づく家賃の減免申請を行おうとする場合、家賃の減免については、県営住宅家賃減免事務取扱要領による取扱いとする。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。